

教 総 第 1 3 号

平成 2 3 年 4 月 1 日

教育局各課所館長
各 県 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長

} 様

埼玉県教育委員会教育長

職員の分限に関する条例の運用について（通知）

「職員の分限に関する条例の運用について（昭和 6 0 年 4 月 1 日付け教育長通知）」の一部を別添のとおり改正することとしたので通知します。

別添

職員の分限に関する条例の運用の一部改正について

職員の分限に関する条例の運用について（昭和60年4月1日付け教育長通知）の一部を次のように改正する。

第2条関係の次に、次のように加える。

第3条関係

職員を降任し、又は免職する場合における医師2人以上の診断は、職員が次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- 一 3年間の病気休職の期間が満了するにもかかわらず、心身の故障の回復が不十分で、職務を遂行することが困難であると考えられる場合。
- 二 病気休職中であって、今後、職務を遂行することが可能となる見込みがないと判断される場合。
- 三 病気休暇又は病気休職を繰り返してそれらの期間の累計が3年を超え、そのような状態が今後も継続して、職務の遂行に支障があると見込まれる場合。

第4条関係

- 1 病気休職の期間について「3年を超えない範囲内」とは、個々の休職期間又は連続する休職期間が3年を超えないことをいう。
- 2 病気休職から復職した職員が、明らかに異なる病気以外の病気により、復職した日から起算して1年に達する日までの間（以下「休職通算判定期間」という。）において、再び病気休職を命ぜられた場合は、当該再度の病気休職期間と直前の病気休職期間は連続する病気休職期間とみなす。

附 則

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の通知の規定は、この通知の施行の際現に病気休職を命じられている職員から適用する。
- 3 前項の職員が復職した後、休職通算判定期間において再び病気休職を命ぜられることとなる場合において、連続する病気休職期間とみなされる直前の病気休職期間は、施行日以後の病気休職期間とする。

病氣休職制度の改正について

1 趣 旨

平成23年1月26日に人事委員会から報告があり、病氣療養のための制度について適切な運用に取り組むことが求められたことから、病氣休職制度の運用の改正を行う。

2 概 要

病氣休職から復職した職員が、明らかに異なる病氣以外の病氣により、復職した日から起算して1年に達する日までの間において、再び病氣休職を命ぜられた場合は、当該再度の病氣休職期間と直前の病氣休職期間は連続する病氣休職期間とみなす。

【イメージ】

病氣休職（1年）	勤務期間（1年以内）	病氣休職（最長2年）
----------	------------	------------

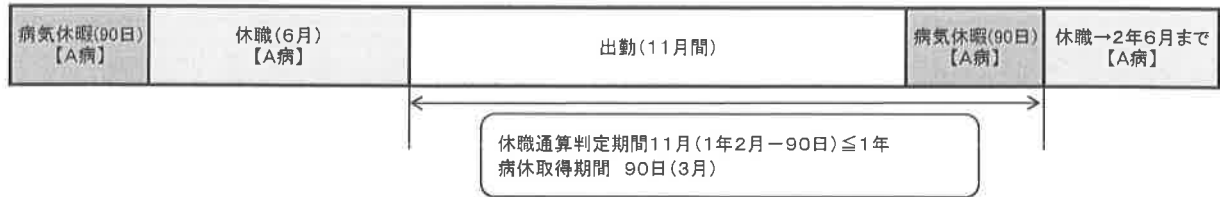
前後の病氣休職の期間を通算

3 施行日

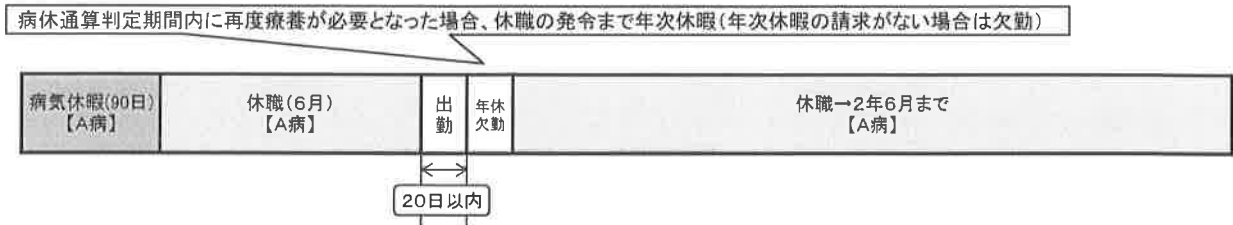
平成23年4月1日

休職期間通算の事例について

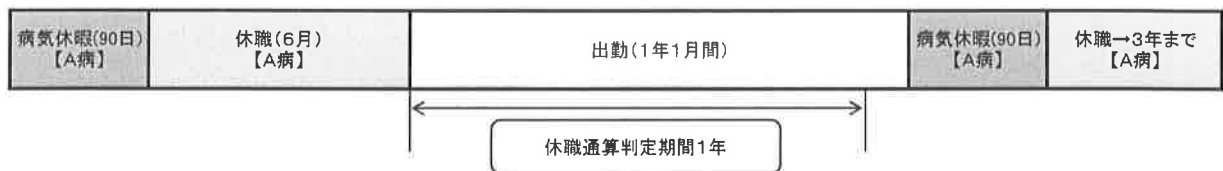
- 1 明らかに異なる病気以外で、復職後1年以内に再度療養が必要になった場合 → 通算する



- 2 明らかに異なる病気以外で、復職後病休通算判定期間(20日)内に再度療養が必要になった場合 → 通算する



- 3 明らかに異なる病気以外で、復職後1年を超えた後、再度療養が必要になった場合 → 通算しない



- 4 明らかに異なる病気により、復職後1年以内に再度療養が必要になった場合 → 通算しない



- 5 明らかに異なる病気以外で、復職後1年以内での再度療養を繰り返す場合 → 通算する



- 6 復職後1年以内に、病気休暇を取得し、その病気休暇を除算した期間が1年以内に再度療養が必要になった場合 → 通算する

